

The Latest Status of Civil Code Establishment in China

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朱, 曄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026777

■ 国際学術シンポジウム ■

「中国における民法典の整備の最新動向」の開催に際して

朱 曄

米中の貿易戦争が激化する中、中国は、様々な制度改革を通じて成長モデルの転換を図ろうとする動きが見られ、その中で司法改革の一環である民法典の整備が着々と進められている。そして、2017年3月に共産党執政下の初の民法総則が採択され、現在、2020年の民法典の完成を目指しつつ、民法典各論の立法作業が順調に行われている。

他方、日中間の経済関係がますます密接となり、各種の法的トラブルも増加しつつある中、静岡県には中国進出の企業が多く、弁護士など法律専門家には法的支援など大きな役割が期待される。また、静岡県弁護士会は、これまで中国浙江省の律師協会と友好協定を締結し、積極的な交流活動を展開している。

以上のような状況を踏まえ、静岡大学地域法実務実践センターは、静岡大学法科大学院が蓄積してきた中国法研究の実績を継承しながら、全国人民代表大会代表（国会議員相当）を務めている民法学者、米国のアジア法研究の俊英および日本の著名な民法学者を招き、民法典編纂の進捗状況などを報告していただき、民法整備の最新動向についての理解を深める学術シンポジウムを関係諸団体と共催し、開催することとした。

本年度のシンポジウムは、2019年2月13日(水) 静岡県勤労者総合会館の3階にあるALWF ロッキーセンターにおいて開催された。例年通り、本シンポジウムは、「報告」、「コメント」および「質疑応答」の3部により構成され、それぞれの概要は次の通りである。

第一部の「報告」では、まず中国社会科学院の孫憲忠教授（全国人民代表大会代表）により、司法改革の一環としての民法典各論編纂の状況および立法にあたって中国が直面する課題を巡って詳細な最新状況を紹介した。次に、米国の視点から見た中国民法典の整備について、アメリカ、ワシントン大学の臧东升准教授が具体的な検証を行った。続いて、慶應義塾大学の北居功教授は、日本における民法典改正の経験を踏まえつつ、民法各論を制定する際のポイントを分析された。

第二部においては、3氏の報告を受けて、名古屋学院大学加藤雅信教授が立法論の

視点から来聴者の理解を深めることに大変有益なコメントを加えられた。

加藤雅信教授によるコメントの後、休憩を挟んで1時間ほどの質疑応答が行われたが、日本の民法学者および法曹界など各界の参加者から次々と質問が寄せられ、常に新しい様相を呈している中国法の現状に対する第一線で活躍する研究者、法曹、企業法務の担当者の関心の高さが窺われた。

最後に、本シンポジウムの開催にあたって共催者として全面的にご支援いただいた静岡県弁護士会、公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会、また、ご後援いただいた静岡県ならびに静岡大学国際交流センターをはじめ、その他ご協力いただいた関係者の皆さまには、この場を借りて深く御礼申し上げたい。

当日の報告およびコメントの内容を本号の静岡法務雑誌に掲載し、静岡県の地元企業ならびに日本企業の中国における民法典整備の理解に資することを願いたい。